

令和4年度イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベントが中止されている中、市民が楽しめる「場」を確保するため、既存イベント団体等が行う新型コロナウイルス感染症予防対策（以下「感染症予防対策」という。）のための費用に対し、イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、釧路市内でイベントを実施している市内の団体及び事業者（以下「団体等」という。）で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 釧路市内において継続的に複数回実施した実績のある来場者10,000人以上の屋外イベントを実施する団体等であること。
- (2) 釧路市暴力団排除条例第2条に規定している暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当していないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体等ではないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象事業は、次の要件を全て満たすイベントとする。

- (1) 自身が釧路市内で開催する来場者10,000人以上の既存屋外イベントであること。
- (2) 令和5年3月15日までに終了し、実績報告ができるイベントであること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する国等の方針や業種別のガイドライン等を遵守して実施されるイベントであること。
- (4) 企業の宣伝や営利のみを目的とするイベントではないこと。
- (5) 公序良俗に反するイベントではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、前条に規定する事業の感染症予防対策に要する経費で、別表に定めるものとする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費について、予算の範囲内において次に掲げる額を上限とする。

(1) イベントの主催団体

1 イベントにつき1団体あたり200千円。

(2) イベントの協賛団体

1 イベントにつき1団体あたり100千円。ただし、主催団体が行うイベントと同日に行われるものに限る。

2 補助金の額に、1千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、イベントを実施する2週間前までに、イベント活性化事業(感染症予防対策支援)補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、イベント活性化事業(感染症予防対策支援)補助金交付決定書(様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付決定書を受けた日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

(補助金の概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払の交付を受けようとするときは、イベント活性化事業(感染症予防対策支援)補助金概算払申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助対象事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

(事業中止における既済部分の取扱い)

第9条 天災地変や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等、補助事業者の責めに帰さない理由により、補助事業が中止となった場合は、支出済みの経費について補助対象経費とすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、イベント終了の日から起算して1カ月以内に、イベント活性化事業(感染症予防対策支援)補助金実績報告書(様式第4号)に必要書類を添付し、市長に報告しなければならない。ただし、報告日は令和5年3月15日を超えることができないものとする。

(補助金額の確定)

第11条 前条の実績報告書の提出があったときは、市長は直ちにその内容を確認し、適合すると認めるときは、イベント活性化事業(感染症予防対策支援)補助金確定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 当該補助金について、第8条の規定による概算払いがあるときは、補助金の精算を行うものとする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し又は、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 支出された対象経費が、補助金の交付額に満たなかったとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他法令等に違反する等交付することが不相当であると認められるとき。

(関係書類の整理等)

第 14 条 補助事業者は、対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、対象事業の完了した日の属する会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金交付申請書

令和 年 月 日

釧路市長 あて

申請者 住所
団体名
氏名（代表者職氏名） 印

標記補助金の交付について、令和 4 年度イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

イベント名	
イベント開催期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
交付金申請額	円
添付書類	(1)補助対象経費の見積書又は費用内訳のわかるもの (2)イベントの来場者が 10,000 人を超えていることが確認できる資料（釧路市イベント一覧にて確認ができる場合は省略可）

様式第 2 号（第 6 条第 2 項関係）

令和 年 月 日

釧路指令第 号

住所

団体名

氏名（代表者職氏名） 様

釧路市長

印

イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金交付決定書

令和 年 月 日付で申請のあった標記の補助金につきまして、令和 4 年度イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 イベント名

2 補助金額 金 円

3 補助条件

（1）補助金は、目的以外に使用しないこと。

（2）イベント終了後 1 カ月以内に、実績報告書に必要書類を添付し、市長に提出すること。なお、提出日は令和 5 年 3 月 15 日を超えることができないものとする。

（3）補助条件に違反したとき若しくは不正な行為がなされたとき又はイベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金交付要綱第 13 条の規定に該当したときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

4 前項の補助条件により処分をするときは、その理由を明示した書面を交付するものとする。

5 交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類、帳簿等を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

様式第3号（第8条第1項関係）

イベント活性化事業（感染症予防対策支援）概算払申請書

令和 年 月 日

釧路市長 様

住所
団体名
氏名（代表者職氏名） 印

令和 年 月 日付釧観指令第 号をもって交付決定を受けた上記事業に係る補助金について、令和4年度イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、概算払を受けたいので、次のとおり申請いたします。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | イベント名 | | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 既概算払額 | 金 | 円 |
| 4 | 今回概算払申請額 | 金 | 円 |
| 5 | 申請理由 | | |

様式第4号（第10条関係）

イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金実績報告書

令和 年 月 日

釧路市長 様

報告者 住 所
団体名
氏名(代表者職氏名) 印

令和 年 月 日付釧観指令第 号で交付決定を受けた標記補助金について、事業が完了したので、令和4年度イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金交付要綱第10条の規定に基づき報告いたします。

記

イベント名	
イベント開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施事業の事業費 (内補助対象事業費)	円 (円)
補助金交付決定額	円
補助金交付済額	円
添付資料	(1) 支出内容が確認出来る書類 (領収書または振込受付書、購入した内容・内訳がわかる 明細等) (2) 写真等で使用状況がわかるもの

様式第5号（第11条関係）

イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金確定通知書

釧 観 第 号
令和 年 月 日

住所

団体名

氏名（代表者職氏名）

様

釧路市長

印

令和 年 月 日付で事業報告のあった標記補助金について、内容を確認し、下記のとおり確定したので、令和4年度イベント活性化事業（感染症予防対策支援）補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

イベント名	
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円
補助金交付済額	円
今回補助金交付額	円
補助金返還額	円

別表（第4条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>感染症予防対策に必要な1品あたり20,000円未満（消費税及び地方消費税を含む）の衛生用品等の購入費 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク ・フェイスシールド ・ガウン、エプロン ・消毒液（アルコール等） ・除菌シート ・飛沫感染防止フィルム ・アクリル板 ・パーティション ・非接触型体温計 ・抗原検査キット ・その他感染予防対策として認められるもの
<p>補助対象外経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・国、道又は市から当該補助金以外の補助金等が充当されている経費もしくは充当される予定の経費 ・領収書等により、補助対象者が支払ったことが明確に確認できない経費 ・その他感染予防対策として認められないもの